

市からのお知らせ

働き方改革・雇用に関する相談を受け付けます

岡山働き方改革推進支援センター（厚生労働省岡山労働局委託事業）は、「36協定」非正規雇用者の待遇改善」といった雇用に関する雇用主からの相談を無料で受け付けています。就業規則の作成変更や労働関係助成金の活用などのアドバイスや、希望に応じて専門家が直接企業に訪問し、労働時間の管理方法や賃金制度の見直しなどに関するコンサルティングも実施します。電話、ファクスでお気軽にご相談ください。

岡山働き方改革推進支援センター ☎0120・947・188 ☎086(206)2027

求職者支援訓練受講者募集

募集科 8月・9月に開講する基礎コース・実践コース（介護福祉、医療事務、事務分野など） ※開講日、訓練期間（2～6カ月）は各コースによって異なります。

くらしき地域若者サポートステーション

くらしき地域若者サポートステーションは、若者支援団体や関係機関と協力しながら問題を解決し、若者の自立を支援しています。

開設日時 月々金曜日 午前9時～午後6時（第2・4金曜日は午後8時まで）／土曜日（月1回）午前10時～午後7時

場所 くらしきシティプラザ西ビル 5階（倉敷市阿知）

高梁出張相談室 開設日時 毎月第2金曜日午前10時～正午 場所 労働会館 産業観光課 ☎(21)0229 / くらしき地域若者サポートステーション ☎086(486)5126

受講料 無料（テキスト代など別途）

※一定の要件（収入・資産など）を満たす人に対して「職業訓練受講給付金」（月10万円＋交通費）が支給される場合があります。

☎ハローワーク高梁 ☎(22)2291

市からのお知らせ

国民健康保険について

令和元年度国民健康保険税率は下の表①のとおりです。

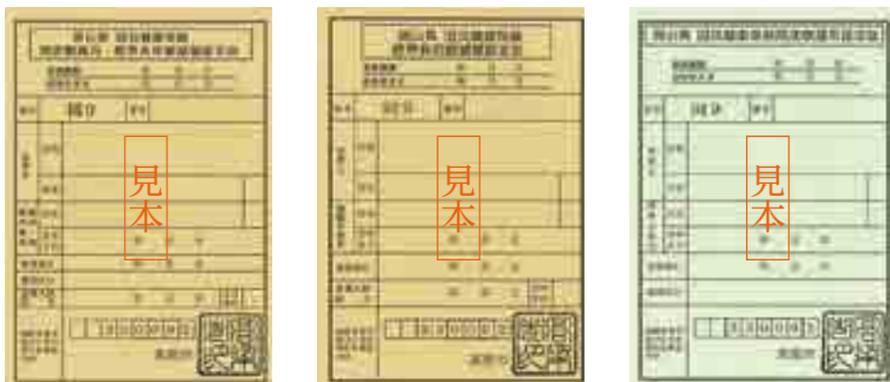
税額の計算は世帯ごとです

国民健康保険税の税額は、世帯の加入者それぞれの「所得割」「均等割」「平等割」の3つの合計で世帯ごとに計算し、世帯主に課税されます。年度の途中で加入者数の異動があった場合は月割りの計算になります。所得割 平成30年中の総所得金額などから基礎控除額（33万円）を引いた額に税率を乗じて算出 均等割 加入者1人当たりの年額に加入者数を乗じて算出 平等割 1世帯当たりの年額 医療保険分および後期高齢者支援金分 0歳から74歳が対象 介護保険分 40歳から64歳が対象 国税務課 ☎(21)0214

Table 1: 令和元年度国民健康保険税率. Columns: 医療保険分, 後期高齢者支援金分, 介護保険分. Rows: 改正前, 改正後, 所得割率, 均等割額, 平等割額, 賦課限度額(年).

Table 2: 認定証の種類と内容. Columns: 認定証の種類と内容, 負担軽減の内容, 対象となる人.

※所得状況によって自己負担額は変わります。



限度額適用・標準負担額減額認定証, 標準負担額減額認定証, 限度額適用認定証

自衛官候補生・一般曹候補生・航空学生を募集

自衛官候補生（18歳以上33歳未満の人）：随時受け付け 一般曹候補生（18歳以上33歳未満の人）：9月6日（金）まで受け付け 航空学生（海上要員）（18歳以上23歳未満の高校卒業生（見込み含む））：9月6日（金）まで受け付け 航空学生（航空要員）（18歳以上21歳未満の高校卒業生（見込み含む））：9月6日（金）まで受け付け ※部門ごとの試験日など詳しくはお問い合わせください。



農業大学校生募集 募集課程 園芸課程、畜産課程 受付期間 ①推薦入学：8月28日（水）～9月11日（水） ②一般入学（前期）：10月16日（水）～10月30日（水） ③一般入学（後期）：令和2年1月6日（月）～1月15日（水） 受付場所 岡山県農林水産総合センター 農業大学校（赤磐市東窪田） 試験日 ①推薦入学：9月28日（土） ②一般入学（前期）：11月15日（金） ③一般入学（後期）：令和2年1月29日（水） ※詳しくは県ホームページをご覧ください。 お問い合わせください。 岡山県農林水産総合センター ☎086(955)0550



県ホームページ

8月は高齢受給者証の更新時期です

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人へ新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月下旬に送付します。

高齢受給者証が届いたら記載事項

を確認し、8月から新しい高齢受給者証を国民健康保険被保険者証とともに医療機関の窓口で提示してください。なお、有効期限を過ぎた高齢受給者証は、医療連携課、各地域

局、または各地域市民センターへ返却してください。

☎医療連携課 ☎(21)0258



高齢受給者証

外来診療・入院時の医療費の支払いが軽減されます

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、自己負担を軽減することができます。（認定証の種類と内容については上の表②を参照）

現在お持ちの認定証の有効期限は7月末までですので、引き続き認定証が必要な人は更新の手続きを行ってください。

申請場所 医療連携課、各地域局、各地域市民センター

申請に必要なもの 国民健康保険被保険者証、世帯主の印鑑、対象者と世帯主のマイナンバーが分かるもの、本人確認書類（世帯主以外が申請する場合）

☎医療連携課 ☎(21)0258